

国住指第2275号
平成24年9月27日

各都道府県知事 殿

国土交通省住宅局長

建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について（技術的助言）

平成18年国土交通省告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第1本文ただし書の規定に基づき、指針第1に定める建築物の耐震診断の指針の一部と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法について、別添のとおり認定したので、通知する。この方法の運用に当たっては、下記の事項に留意の上、遺憾のないよう取り扱われたい。

貴職におかれては、関係市町村及び貴職指定の指定確認検査機関に対してもこの旨周知方お願いする。

なお、国土交通大臣指定又は地方整備局長指定の指定確認検査機関に対しても、この旨通知していることを申し添える。

また、本通知の発出に伴い、平成21年9月1日付け国住指第2072号「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項に係る認定について（技術的助言）」は、廃止するものとする。

記

建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。）に限る。以下同じ。）に適合するものであることを確認することについて

建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以降におけるある時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定に適合するものであることを確認することは、建築物の構造耐力上主要な部分について、指針第1第1号及び第2号に掲げる建築物の耐震診断の方法と同等以上の効力を有する建築物の耐震診断の方法である。

従来は、昭和56年6月1日時点における建築基準法並びにこれに基づく命令及び条例の規定に対象が限られていたが、本認定により、限界耐力計算など昭和56年以降に導入された耐震関係規定も対象に含むことができることとしたものである。

(別添)

国住指第2274号

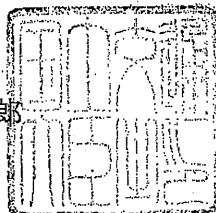
認定書

平成18年国土交通省告示第184号別添（建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項。以下「指針」という。）第1本文ただし書の規定に基づき、下の表の耐震診断の方法の欄に掲げる建築物の耐震診断の方法を、同表の対応する告示の規定の欄に掲げる指針の一部と同等以上の効力があるものと認める。

なお、本認定に伴い、平成21年9月1日付け国住指第2071号による認定は廃止する。

平成24年9月26日

国土交通大臣 羽田 雄一郎



表

耐震診断の方法	対応する告示の規定
建築物の構造耐力上主要な部分が昭和56年6月1日以後におけるある時点の建築基準法（昭和25年法律第201号）並びにこれに基づく命令及び条例の規定（構造耐力に係る部分（構造計算にあっては、地震に係る部分に限る。）に限る。）に適合するものであることを確認すること	指針第1第1号及び第2号